

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																							
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現地機関</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中央児童相談所 所長</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>窯業技術センター 所長 副所長 <u>企画総務課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		機関	職員	略		現地機関	略	中央児童相談所 所長	略	窯業技術センター 所長 副所長 <u>企画総務課長</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現地機関</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>児童相談所</u> 所長</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>窯業技術センター 所長 副所長 <u>総務課長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		機関	職員	略		現地機関	略	<u>児童相談所</u> 所長	略	窯業技術センター 所長 副所長 <u>総務課長</u>	略	
機関	職員																								
略																									
現地機関	略																								
	中央児童相談所 所長																								
	略																								
	窯業技術センター 所長 副所長 <u>企画総務課長</u>																								
略																									
機関	職員																								
略																									
現地機関	略																								
	<u>児童相談所</u> 所長																								
	略																								
	窯業技術センター 所長 副所長 <u>総務課長</u>																								
略																									
備考		備考																							
1～3 略		1～3 略																							
4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、 <u>「企画総務課長」</u> 、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、 <u>企画総務課長</u> 、総務企画課長又は専門技術部長をいう。		4 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「総務企画課長」又は「 <u>専門技術部長</u> 」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、 <u>総務課長</u> 、企画経営課長、ウイルス課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。																							

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。